

# 新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な方に対する 市税における猶予制度

## 徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、以下のようなケースに該当し、納税が困難な場合には、**原則として1年以内の期間に限り**、徴収猶予の制度があります。
  - 延滞金はかかりません。
  - 猶予を受ける額により担保の提供が必要な場合があります。
- ※猶予が認められても、本来の税額が免除されるわけではありません。  
※猶予された税であっても、納税証明書には未納と記載されます。

### (ケース1) 収入が概ね20%以上減少した場合

令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入（給与や売上など）が前年同期に比べて概ね20%以上減少している場合

### (ケース2) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

### (ケース3) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかり、入院等で多額の費用を要した場合

### (ケース4) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

## 申請による換価の猶予

- 上記の「徴収猶予」のほか、市税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、下記の担当課にご相談ください。

**宮崎市納税管理課 Tel：0985-21-1741**

(市県民(住民)税・固定資産税・軽自動車税等)

**宮崎市国保収納課 Tel：0985-21-1744**

(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料)